

こ成母第323号
科発0326第32号
医政支発0326第2号
障企発0326第2号
令和8年3月26日

(別記あて)

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公印省略)
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公印省略)
厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公印省略)

旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する
個人記録の調査及び請求の勧奨について(依頼)

平素より、こども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

旧優生保護法問題への対応については、令和6年7月3日の旧優生保護法の規定を憲法違反とした最高裁判決を踏まえ、同年9月30日に、政府と原告団等との間で、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指すための「基本合意書」が締結され、「被害者に対し確実に補償を届けるためのあらゆる施策を検討し、実施すること」としています。

また、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。)第24条において、「国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者並びにこれらの者の遺族並びに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対し補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金(以下「補償金等」という。)の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする」とされています。

補償金等の相談、請求及び認定の状況については、令和8年1月時点で、相談件数は6,860件(累計)、請求件数は2,383件(累計)、認定件数は1,677件(累計)となっている一方で、月ごとの相談件数及び請求件数をみると減少傾向にあり、さらなる相談及び請求につなげていくための取組が求められており、ひとりでも多くの被害者が早期に補償金等の請求につな

がるよう、都道府県のみならず多くの関係者の協力を得て、補償金等の対象者になり得る方をリストアップしていくことが重要と考えています。

このような中、政府と原告団等との間で開催された「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議（第2回）」（令和7年9月30日開催）において、「一人でも多くの被害者を把握し、補償を届けるために、国及び都道府県が保有する資料の再調査のみならず、医療機関、福祉施設、教育機関等が保有する資料についても徹底的な調査を実施すること」とされました。

これまでも、医療機関又は福祉施設を所管する貴法人等においては、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する個人記録に関する調査を実施してきたものと認識していますが、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査については、未だ実施できていない法人等が多い状況と認識しています。

こうした状況等を踏まえ、貴法人等におかれては、改めて、旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する個人記録について、調査等要領（別添1）に従い、所管の医療機関及び福祉施設に対する調査並びに補償金等の支給対象となり得る方に対する補償金等の請求の勧奨に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査等の結果について、今後、対象となる補償金等の請求の勧奨を行った件数等について、貴法人等が所管する医療機関又は福祉施設の所在する都道府県を通じて、フォローアップさせていただきたいと考えておりますので、その際は御協力をお願いいたします。

以上